

「中小企業の会計に関する指針」の改正に係る公開草案に対する コメント募集の結果について

平成 31 年 3 月 6 日
日本税理士会連合会
日本公認会計士協会
日本商工会議所
企業会計基準委員会

平成 30 年 10 月 30 日付けで、「中小企業の会計に関する指針」の改正に係る公開草案に対するコメント募集を行いました。その結果、下記のとおりコメントを 1 件頂きました。

「中小企業の会計に関する指針」作成検討委員会において検討し、お寄せいただいたコメントの概要及びコメントに対する考え方を取りまとめましたので、公表いたします。

今回のコメント募集に当たりご協力いただきました方々へ厚く御礼申し上げます。

記

1. コメント募集の実施方法

募集期間：平成 30 年 10 月 30 日（火）～11 月 30 日（金）

告知方法：関係 4 団体ホームページ

コメント提出方法：電子メール

2. コメント募集の結果

提出件数：1 件

3. お寄せいただいたコメントの概要とコメントに対する考え方

別紙のとおり

4. 本件に関するお問い合わせ先

日本税理士会連合会 <http://www.nichizeiren.or.jp/>（藤 田：03-5435-0931）

日本公認会計士協会 <https://www.jicpa.or.jp/>（伊 藤：03-3515-1160）

日本商工会議所 <https://www.jcci.or.jp/>（宮 澤：03-3283-7844）

企業会計基準委員会 <https://www.asb.or.jp/jp/>（鈴 木：03-5510-2718）

(別紙)

コメントの概要及びコメントに対する考え方

今回の「中小企業の会計に関する指針」の改正に係る公開草案に対するコメントの概要及びコメントに対する考え方は以下のとおりです。

コメント	コメントに対する考え方
<p>【1】 今回の改正全般について 改正を全面的に支持する。</p> <p>【2】 繰延税金資産・負債の計上方法について この改正は、企業会計基準の改正に倣ったものであり、妥当である。 ただ、その背景に存在する国際的な会計基準の流れとの関係を、中小企業の経営者や財務関係者の理解を容易にするような説明の充実が必要であると思われる。 やや一般論になるが、特に、用語の意味については、図解等を用いた懇切丁寧な説明が必要であると思われる。</p> <p>【3】 償却原価法について 一般に複利計算については、これを苦手とする経理関係者は少なくない。 複利計算は高等学校の教育では、現行カリキュラムでは「数学Ⅱ・B」で登場する「等比数列」・「等比級数（等比数列の第n項までの和の数列）」を基礎としている。 同様の計算は、「リース会計」、「資産除去債務会計」にも登場するが、会計コンサルの現場においても導入に苦勞することがある。</p>	<p>いずれもご意見として承りました。本指針が中小企業にとってより利用しやすいものとなるよう、今後の改正にあたり、参考とさせていただきます。</p>

<p>1980年代の「第一次ゆとり教育」（高校では1982～1993年度入学生から適用）に端を発する「ゆとり教育」の流れは完全に無くなり、中等教育にはおいてはカリキュラム強化の流れがあるので、中小企業において経理担当者が「等比数列」・「等比級数」を履修していないというケースは殆ど無いと考えられる。また会計ソフトの普及により、複利計算は容易に行えるようになった。従って、中小企業の会計基準においても複利計算を義務化することは十分に可能であり、「定額法」的取り扱いを全面禁止することも、近未来においては検討されるべきであると思われる。</p> <p>「正味現在価値 (Net Present Value)」＝「割引現在価値」は「等比数列」、「年金原価係数」は「等比級数」を基礎としているが、簿記や会計の書物には関連付けが明確ではないものが少なくない。学習者の躓きを少しでも減らすためには、会計用語と教育用語の統一や関連付けなどが望ましい。(上記の例では、「年金」という言葉が、初学者の躓きに繋がることも少なくない。) そのためには、文部科学省と金融庁などの調整が必要となるが、そのためにもASBJの存在は重要であると考えられる。</p>	
---	--

※ 一部誤字と思われる箇所を修正しております。